



- (名称)
第 1 条 本クラブは須磨ナイスサッカークラブ（以下クラブと呼ぶ）と言う。
- (目的)
第 2 条 地域で子どもたちがサッカーを楽しむことを通じ互いに尊重し心・技・体の向上と健全育成を目的とする。
- (組織の構成と責務)
第 3 条 クラブは部員と部員保護者・指導部をもって組織する。
- 1) 部員
部員は須磨ナイスサッカークラブに加入の少年少女（以下部員と呼ぶ）を言う。
(1) サッカー選手らしい生活態度で学校内外の行事に参加し、部員としての自覚を持つこと。
(2) 練習が厳しいことがあっても負けず休まず部員全体のために最後まで力を合わせて頑張ること。
(3) 各人健康には十分注意して練習や試合に備えること。
(4) クラブ規律を厳守し、守れない場合は責任を厳守する。
規律とは時間・約束を守り、挨拶・返事ははっきりと、又他人に迷惑をかけないこと。
(5) その他折々の指導者、保護者の諸注意はよく守ること。
- 2) 部員保護者
部員の親、または親にかわる者（以下保護者と呼ぶ）を言う。
クラブの目的を達成するために次の事項を行う。ただし、家庭の事情など考慮する。
(1) 保護者会への入会及び入金。
(2) 総会へ出席及び決議への参加。
(3) 試合及び練習、その他の連絡。
(4) 試合などにおける部員引率の分担。
(5) クラブの活動及び行事へ参加・協力。できることをできる範囲で無理なく行う。
(6) その他目的達成に必要な事項。
- 3) 指導部
指導部は保護者その他自発的参加により構成され部員への技術指導に専念。
技術指導以外は相談役窓口とする。
- (練習日)
第 4 条 原則として毎週 土・日・祝日とする。
- (用具)
第 5 条 用具は各個人負担で指定のものを購入すること。
(1) ボール（皮製4号球）ユニフォーム（チームカラーは赤） 一式・ディーバック等
（但し、ゴールキーパー用品はクラブにて購入）
(2) その他必需品はクラブが指定したものを購入のこと。（別紙参照）
- (会議)
第 6 条 クラブに次の会議を設ける。
1) 総会
総会は保護者及び指導部全員をもって構成し、毎年一回開催と共に次にあげる事項を審議決定する。
決議は保護者の出席過半数の同意を得るものとする。
(1) 規約の改廃
(2) 運営方針、活動計画の決定及び活動経過報告。
(3) 予算及び決算。
(4) 役員を選出。
(5) その他必要と認められた事項。
- 2) 役員会議
役員会議は第7条に定められた役員（会計監査は除く）をもって構成し随時必要に応じて代表がこれを召集する。
クラブの目的達成のため方針を立て結果の反省を行う。また次期総会への報告及び議案の提案を行う。
- 3) 指導部会議
指導部会議は指導部全員をもって構成し随時必要に応じて監督が召集する。
クラブ及びチームの技術指導の方針の具体化及び結果の反省を行う。
- 4) 保護者会
役員会議
保護者会役員会議は保護者会役員全員をもって構成し随時必要に応じて保護者会会長が召集する。
クラブの目的達成のため支援策具体化及び結果の反省を行う。
- (役員と役員任務)
第 7 条 クラブには総会選出により次の役員をおく。
1) 役員
- | | | |
|----------|------|-----------|
| 相談役（BGM） | 1名 | |
| 代表 | 1名 | |
| 主務 | 1名 | |
| 監督 | 1名 | |
| コーチ | 若干名 | |
| 会計 | 1名 | （6年生保護者） |
| 会計監査 | 2名 | （前年度役員） |
| 保護者会会長 | 1名 | （6年生保護者） |
| 保護者会副会長 | 1名 | （5年生保護者） |
| 保護者会チーム長 | 1～2名 | （各チーム保護者） |

S.N.S.C クラブ規約2020

2) 役員はクラブの目的達成のため、次の任務を行う。

- (1) 代表・相談役はクラブの運営に関するすべての事項に参与し役員会を主宰する。
- (2) 主務は渉外及びクラブの連絡事項、記録、備品の保管などを統括する。
- (3) 監督は部員の指導に関するすべての事項に参与し指導部会議を主催する。
- (4) コーチは部員の練習及び実践における技術、体力、精神力の向上指導にあたる。
- (5) 保護者会会長及び役員は保護者の会を主宰し、クラブの目的達成を支援する。
- (6) 会計はクラブ及び保護者会会計処理事務を統括し、予算に基づき収支の運営を行う。
- (7) 会計監査は年2回、クラブ及び保護者の会の経理及び備品の保管状況の監査を行う。

(役員任期及び会計年度)

第 8 条

役員任期及び会計年度は次のとおりとする。

- (1) 任期は4月1日より3月31日までの1年間とするが再任は防げない。
- (2) 活動及び会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

(会 費)

第 9 条

クラブの経費は部費、臨時会費、寄付金そのほかの収入をもってこれに充てる。

- (1) 入会金は1000円とする。(返金なし)
- (2) 部費は、部員一人当たり1か月2000円とし、半年毎に集める。
徴収方法は現金徴収とする。
- (3) 部が特別な活動を行う時は、臨時会費を徴収することができる。
- (4) また、部の活動中特別な事業については別途会計を設けて処理する。
- (5) 納入した部費は退部時に返金することができる。
- (6) 協会選手登録費(3年生以上)は、実費負担とする。

(入会・退会および休部手続き)

第 10 条

- (1) クラブに加入する時は所定の入会申込書に保護者が署名して申し込む。
入会許可は先着順とするが、人数制限をする場合がある。
但し欠員の生じた場合は改めて入会を許可することがある。
- (2) 退会する時は所定の退部届けに保護者が署名して届出なければならない。
- (3) やむを得ない理由により休部する時は所定の休部届けに保護者が署名して届出なければならない。
(長期休部期間は部費を免除することがある)

(総会準備)

第 11 条

総会準備は保護者の会役員が中心となって行う。

(顧 問)

第 12 条

クラブは顧問・相談役・役員補佐を設けることができる。

1) 顧問

クラブの発展達成のため役員組織の支援を行う。

- (1) 顧問・相談役・役員補佐は役員会より推薦され、役員会に出席できる。
- (2) 部員・OBOGの育成と賛同保護者相互親睦を計るための諸活動支援を行う。

(事故責任)

第 13 条

不慮の事故に備え、スポーツ安全協会の傷害保険に部員及び指導部は加入する。

保険金は部費とは別扱いにし、毎年4月1日で更新する。

クラブ会計がこれを担当処理する。

第 14 条

クラブは第13条傷害保険とは別に、クラブに傷害互助制度を設け、クラブ活動により発生した事故・傷害などに対して見舞金をおくるものとする。

部費のうち1か月50円をその資金に充てその限度において運営を行う。

第 15 条

危害・事故防止を第一主義とし、技術ならびに体力を考慮して練習・実践指導を行うが、万一事故が発生した時や、その他事項に関してクラブは保障・責任は一切負わない。

(傷害保険及び傷害互助制度)

(表彰・見舞金)

第 16 条

- (1) クラブの名誉・発展に大きく貢献した部員及びクラブの運営にたずさわる者に対して役員会にて審査の上承認を得て、表彰・記念品を贈ることができる。
- (2) 万一、部員及び部の運営にたずさわる者で多大の不幸が生じた場合、役員会の承認により見舞金を贈ることができる。
 - ・見舞い金 入院 (試合・練習時の怪我によるもの) 5000円以上
 - ・死亡 本人 30000円・献花・しきび
 - 保護者の場合 10000円・しきび (尚、金額の決定は役員会にて行うものとする。)

● 本規定は昭和61年4月1日より効力を発する。

(改正・効力)

第 17 条

- | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|------|-----|-----|----|-----|------|
| ・昭和 | 62年 | 3月 | 29日 | 一部改訂 | ・平成 | 元年 | 4月 | 2日 | 一部改訂 |
| ・平成 | 2年 | 4月 | 1日 | 一部改訂 | ・平成 | 4年 | 3月 | 29日 | 一部改訂 |
| ・平成 | 5年 | 4月 | 11日 | 一部改訂 | ・平成 | 7年 | 4月 | 9日 | 一部改訂 |
| ・平成 | 8年 | 4月 | 6日 | 一部改訂 | ・平成 | 15年 | 9月 | 20日 | 一部改訂 |
| ・平成 | 18年 | 4月 | 9日 | 一部改訂 | ・平成 | 20年 | 4月 | 6日 | 一部改訂 |
| ・平成 | 25年 | 4月 | 14日 | 一部改訂 | ・平成 | 26年 | 4月 | 6日 | 一部改訂 |
| ・令和 | 2年 | 4月 | 1日 | 一部改訂 | | | | | |